

昭和五十二年大蔵省令第三十号

(通関士識別符号の使用)

株式の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則  
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律  
第十五条第三項及び第三十五条第二項並びに航空運送貨物の税関手続の特例等  
規定に基づき、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

(申告等の入力事項等)  
第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号。以下「令」という。)第三条第一項ただし書(申告等の入力事項の省略)に規定する財務省令で定める事項は、同項ただし書に規定するアドバイルへの記録により明らかにすることができる事項、貨物の記号その他の税関長が入力の必要がないと認める事項とする。

(書式)  
第二条 電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る税関等の納税告知書(税関法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の三第二項(納税の告知)及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条第一項(税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定)の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第二項(納税の告知)に規定する納税告知書をいう。)の様式及び作成の方法は、別紙第一号書式に定めるところによる。

2 電子情報処理組織により納税申告(どん税及び特別どん税にあつては、申告)がされた税関等の納付書(税法第九条の四(納付の手続、新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)の規定により会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項(募集事項の決定)に規定するその発行する株式(以下「新株」という。)を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

三 金額以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額(新株と引換えるに付する金額又は給付する金額以外の財産の額を含む)及び国税の財産の給付の期日又はその期間(新株と引換えるに付する金額の払込み又は前号)第二条第二項(申告書の記載事項及び納付の手続)(特別どん税法施行令(昭和三十二年政令第四十九号)第二条(どん税法施行令の準用)において準用する場合を含む)及び国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項(納付の手続)に規定する納付書をいう。)の様式及び作成の方法は、別紙第二号書式に定めるところによる。

(輸入申告等の内容を示す書面の提出)  
第三条 税関は、令第三条第二項(仕入書等の提出の期限までに、同項の申告又は申請の内容を示すものとして出力された書面を提出させることができる。

第五条(通關士の審査)に規定する申告等を行った場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通關士にその通關士識別符号(通關士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「会社」という。)が付与するものをいう。)を使用させて当該審査をした旨を入力させるものとする。

(目的達成業務の認可の申請)  
第五条 会社は、法第九条第二項(業務の範囲等)の規定によりその目的を達成するために必要な業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

(新株を引き受ける者の募集の認可の申請)  
第六条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項(募集事項の決定)に規定するその発行する株式(以下「新株」という。)を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の金額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第七条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法第六百七十六条(募集社債に関する事項の決定)に規定する募集社債(以下「募集社債」という。)を引き受けたものである場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第八条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法第六百七十六条(募集社債に関する事項の決定)に規定する募集社債(以下「募集社債」という。)を引き受けた者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第九条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての

条第一項(募集事項の決定)に規定する募集新株予約権(以下「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(完全子会社)といふ。の商号及び住所とときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金額の額をいう。)又はその算定方法

(募集新株予約権を割り当てる日)  
第十条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法第六百七十六条(募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十二条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法第六百七十六条(募集社債に関する事項の決定)に規定する募集社債(以下「募集社債」という。)を引き受けた者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十三条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法第六百七十六条(募集社債に関する事項の決定)に規定する募集社債(以下「募集社債」という。)を引き受けた者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十四条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十五条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十六条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十七条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十八条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件)  
第十九条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

六 口 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する交付する会社の株式の種類及び種ごとの数又はその数の算定方法

七 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の株式の割当てに関する事項

八 株式交付がその効力を生ずる日

理由

(株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請)

**第十条** 会社は、法第十二条第一項（株式、社債及び借入金）の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当に関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して社債を発行しようとする理由

会社は、法第十二条第一項の規定により株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社の商号及び住所

二 会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類別に株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三 株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交付子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

五 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の社債を交付するときは、当該社債についての次に掲げる事項

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する交付する会社の社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

七 株式交付がその効力を生ずる日

八 株式交付に際して社債を発行しようとする理由

(株式交換又は株式交付に際しての新株予約権の発行の認可の申請)

**第十一条** 会社は、法第十二条第一項（株式、社債及び借入金）の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継

六 に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

七 株式交換がその効力を生ずる日

八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

二 会社は、法第十二条第一項の規定により株式交付に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交付に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社の商号及び住所

二 会社が株式交付に際して譲り受けける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類別に発行する株式である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三 株式交付に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

四 株式交付に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法

五 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する新株予約権の割当てに関する事項

六 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受け、当該新株予約権等の対価として会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 株式交付に際して譲り受けける新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

ロ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法

八 株式交付がその効力を生ずる日  
 九 株式交付に際して新株予約権を発行しようとする理由  
 (新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出)

**第十二条** 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 新株予約権につき、法第十二条第一項の認可を受けた日
- 二 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数
- 三 新株予約権の行使に際して払込みをされた金額
- 四 新株予約権の行使により株式を発行した日(資金借入れの認可の申請)

**第十三条** 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入金の額
- 二 借入先
- 三 借入金の利率、償還の方法及び期限その他 の借入条件
- 四 借入金の用途
- 五 借入れの理由  
 (代表取締役等の選定等の決議の認可の申請)

**第十四条** 会社は、法第十三条(代表取締役等の選定等の決議)の規定により代表取締役若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは監査委員の氏名及び住所を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは監査委員の氏名及び住所
- 二 前号に規定する者が会社と利害関係を有するときは、その明細
- 三 選定又は選任の理由

若しくは代表執行役の解職又は監査役の解任若しくは代表執行役の解職又は監査役の解任





別紙第2号書式

別紙第2号書式〔第2条〕

(第2片)

(78-3)

66

- 第1回「書式考査」(2次試験)は、この形式について準用する。この場合において、同書式考査中「納付告知書」とあるのは「納付書」を読み替えるものとする。
  - 年度、年月、申告の書類、取扱い書類、受取人、納税者の氏名及び名義、金額並びに納付の日は、法規に定めたる場合に除むべく、納税者が記載するものとす。
  - 法規第4条第1項の依頼により税理士が送付する納付書、電子帳面取扱機器を使用して2にて掲げる事務を実施するものについて、第1回の納付書、電子帳面の受取日より14日前に申告書類を記載するものとし、第2回の納付書及び第3回の納付書を併せて代え、形式の領取証及び領取済明細書を用いることができる。

付 表

6

偏考

- 用紙の大きさは、各片とも日本産業規格A4列4とする。
  - この付表は、各納税者の受入科目・納付の目的・年度・取扱店名、領收者及び領收年月日が同一である場合に限り、使用することができる。